

第1章 沖縄市環境基本計画

第1節 沖縄市環境基本計画について

第2節 沖縄市が目指す環境像

第3節 基本的な目標・施策の方向

第1章 沖縄市環境基本計画

第1節 沖縄市環境基本計画について

(1) 基本的事項

1) 計画策定の背景・目的

沖縄市では「沖縄市環境基本計画」（以下「市環境基本計画」という。）を2010（平成22）年度に策定し、2014（平成26）年度に中間見直しを行っています。また、沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「市実行計画」という。）が2013（平成25）年度に策定されています。

両計画策定時から現在の環境情勢は大きく変化しており、2015（平成27）年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」と「パリ協定」を踏まえ、国の第五次環境基本計画においては、SDGsの考え方を活用すること、また、地球温暖化対策計画においては、パリ協定に基づき2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（2030（令和12）年度に2013（平成25）年比度で26.0%削減）を掲げています。また、現在、世界規模での気候変動の影響やコロナ禍による生活様式・事業活動の変化などが生じています。

こうした国の方針や関連計画等を踏まえ、沖縄市では両計画のこれまでの進捗状況を把握・総括し、本市における環境への取り組みの道しるべとなる「市環境基本計画」及び市域における地球温暖化対策の推進を目指す「市実行計画」を見直すとともに、2020（令和2）年度に両計画（以下「本計画」という。）の改定を行いました。

SDGs（持続可能な開発目標：SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）



「SDGs」は、2030年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な開発目標で、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及など17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

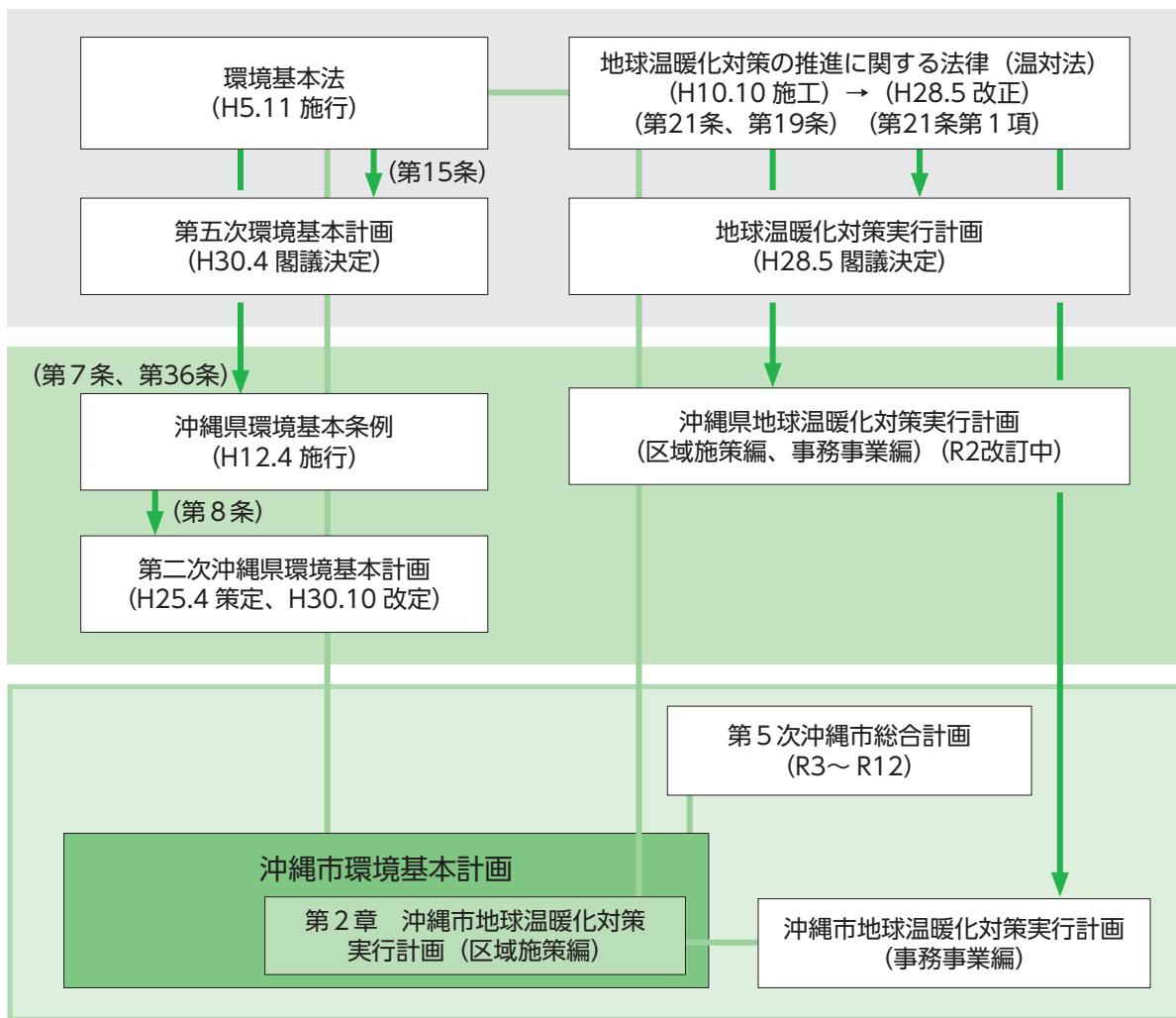
パリ協定の概要

- 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること。
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。
- 全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- イノベーションの重要性の位置付け。
- 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- 先進国による資金の提供。これに加えて、途上国も自主的に資金を提供すること。
- 二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用。

2) 計画の役割と位置づけ

本計画は、「第5次沖縄市総合計画」を上位計画として位置づけ、その基本理念や将来像を環境面から実現していくものです。また、国や県の環境基本計画等との関連性に配慮し、本市が策定する個別計画や環境施策・事業と連携を図りながら、本市の望ましい環境の実現を目指しています。

【国】

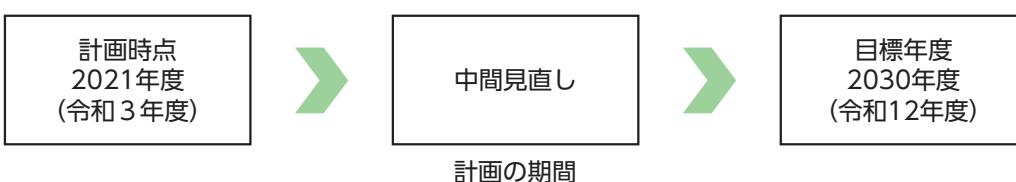


← : 根拠
— : 関連

3) 計画の期間と範囲

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

計画期間中は、指標等により本計画全体の進捗状況を確認し、計画策定期における諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを図るものとします。



計画の期間

(2) 前計画の進捗状況等

前計画における基本目標に関する進捗状況について、以下に概要を示します。

【基本目標1 地球温暖化対策に取り組むまち】

- ・「太陽光発電設備の普及」については、目標を達成している。「環境ラベルの普及」については、平成30年度は達成率が高いが、経年的にみると達成率が低い状況となっている。

【基本目標2 安全で穏やかに暮らせるまち】

- ・大気、河川、土壌、臭気等の多くの項目について、環境基準値を経年的に全て達成している。地下水については、一部について環境基準を満足できていない。

【基本目標3 人と自然が共生する魅力あるまち】

- ・河川水質、緑化、下水道普及率など多くの項目について、目標を経年的に全て達成している。下水道については、100%に近い普及率となっており、接続率も向上している。

【基本目標4 資源を大切にするまち】

- ・一般廃棄物（家庭系+事業系）のごみ処理量の減少については目標を達成しているが、事業系ごみのみでは、ごみ排出量が増加傾向にある。

【基本目標5 ともに学び行動するまち】

- ・環境学習や地域活動への取組については、経年的に取組の増減はあるが、取組が継続的に実行されている。

【前計画における指標等の達成状況】

達成状況欄：A：達成、B：目標の7割達成、C：目標の3割達成、D：全て未達成

指標等		過去の実績	目標	現況	過去から現況の達成状況
1. 地球温暖化対策に取り組むまち					
CO ₂ 排出量の削減	市域 CO ₂ 排出量推計値 (t-CO ₂)	971,604 (H22)	排出量の減少	918,831 (H29)	A
環境ラベルの普及	沖縄市グリーン購入基本方針策定・調達	59% (H22)	グリーン購入率の達成・維持	86% (H30)	C
太陽光発電設備の普及	太陽光発電設置件数	260戸 (H20)	1,250戸	2,943戸 (H30)	A
2. 安全で穏やかに暮らせるまち					
大気環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊状粒子物質 (SPM)	達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
	光化学オキシダント (Ox)	未達成 (H19)	環境基準達成・維持	未達成 (H29)	D
	ダイオキシン類	達成 (H21)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
河川の BOD 濃度 (mg/L)	天願川 (県実施)	未達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	B
	比謝川 (県実施)	一部未達 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
地下水環境基準	市内井戸 (県実施)	一部未達 (H20)	環境基準達成・維持	概況：達成 監視：未達成 (H29)	C
土壤環境基準	ダイオキシン類 (基準：市実施) (各年：県実施)	達成 (H21)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
騒音環境基準	自動車騒音	99.2% 達成 (H24)	環境基準達成・維持	97.8% 達成 (H30)	A
	航空機騒音 (県実施)	一部未達成 (H23)	環境基準達成・維持	一部未達成 (H29)	C
臭気指数規制基準	臭気指数	達成 (H20)	環境基準達成・維持	一部未達成 (H29)	A
3. 人と自然が共生する魅力あるまち					
海洋の COD 濃度 (mg/L)	中城湾 (泡瀬地先)	達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	B
河川の BOD 濃度 (mg/L)	天願川 (県実施) ※再掲	未達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	B
	比謝川 (県実施) ※再掲	一部未達成 (H19)	環境基準達成・維持	達成 (H29)	A
公園環境	1人当たりの公園面積 (m ² / 人)	9.14 (H22)	公園面積の目標達成	9.02 (R1)	B
緑化推進	緑被率 (緑の基本計画による)	米軍基地を除く／含む 36% / 46% (H12)	米軍基地を除く／含む 36.6% / 46.4%	保全系線： 目標達成度106% 創出系線： 目標達成度77% 合計： 目標達成度95% (H27)	A
下水道の普及率向上	下水道普及率 (%)	95.4 (H22)	普及率の向上	97.3 (R1)	A
下水道の接続率向上	下水道水洗化率 (%)	81.3 (H22)	接続率の向上	88.3 (R1)	B
歩道整備率の増加	歩道の整備率	整備延長 L = 60m (H28)	整備の実施	整備を実施している (H29)	A
公共交通機関利用者の増加	バス利用者 (%)	6% (H25)	利用者の増加	増加している (H29)	A
ごみの不法投棄の減少	道路周辺不法投棄 (件)	54 (H25)	不法投棄の減少	85 (R1)	D
	道路以外不法投棄 (件)	164 (H25)	不法投棄の減少	54 (R1)	A
4. 資源を大切にするまち					
ごみ処理量の減少	ごみ排出量 (g / 人・日)	863.6 (H18)	832	827.9 (H27)	A
再資源化量の増加	再資源化量 (t / 年) ()内の % は、リサイクル率 資源化量 ÷ ごみ処理量 × 100	5,199 (12.4%) (H18)	再資源化量の増加	4,365 (10.5%) (H27)	C
生ごみの減量	生ごみ処理器機等補助金交付件数	59 (H18)	補助金交付の継続実施	34 (H27)	A
事業系ごみの減量	事業系ごみ排出量 (t / 年)	12,716 (H18)	事業系ごみ排出量の減少	14,741 (H27)	D
雨水利用設備の増加	沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金	4 (H21)	施設設置補助金交付の継続実施	継続実施している (H30)	A
5. ともに学び行動するまち					
環境学習	倉浜衛生施設等施設見学 (人)	5,025 (H22)	施設見学の継続実施	2,687 (R1)	A
地域活動	比謝川清掃 (人)	1,135 (H22)	清掃活動の継続実施	1,198 (R1)	A
	クリーンデー (人)	2,282 (H22)	清掃活動の継続実施	3,082 (R1)	A

第2節 沖縄市が目指す環境像

(1) 目指す環境像

本計画では、「第5次沖縄市総合計画」における基本構想及び都市像を考慮し、アンケート調査による市民等の意見も踏まえ、本市の環境行政の目標となる望ましい環境像を前計画から継承することとし、「環境と調和する国際都市を創る－地球環境にやさしいまちを築く沖縄市－」と定めます。

環境と調和する国際都市を創る — 地球環境にやさしいまちを築く沖縄市 —

【市民等の主な意見】

- ・生活環境の向上を望む意見が多く、地球温暖化対策への意識が高い。

【第5次沖縄市総合計画前期基本計画】

- ・自然環境と生活環境の保全、地球温暖化対策の推進、循環型社会づくりの推進、まちの美化活動の推進

(2) 市民・事業者等の意識（アンケート調査結果）

【市民】（サンプル数=375）

市民の環境保全や環境問題についての関心度は、約8割以上が沖縄市の環境保全や環境問題に関心があることがわかりました。また、市民が望む地域環境として、生活環境の向上について望む意見が多く、自然と親しむ場所への回答は少ない結果となっており、市民の快適な生活環境への取組の向上を図っていく必要があります。

【事業者】（サンプル数=269）

事業者における地球温暖化対策の実施状況については、「照明機器のLED等の高効率型へ転換」など、低コストかつ事業所に直接的にメリットがある取組が多く実行している傾向がみられました。また、資金調達がネックになって取組を行わない状況がうかがわれるため、今後地球温暖化対策を推進していくためには、補助金の情報提供や投資効果、費用対効果等についての情報提供などが重要となります。

【小中学生】（サンプル数=775）

環境への考え方、取組などについては、近年世界的な環境問題として取り上げられている海洋プラスチック問題や、身近に直接影響を及ぼす可能性があると感じている環境問題についての関心度が高いことから、行動へつなげるよう啓発していく必要があります。

(3) 基本目標

本計画では、(1)で示された環境像を実現していくため、前計画の目標とSDGsの視点を踏まえ、4つの基本目標として「地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち」「安全で穏やかに暮らせるまち」「人と自然が共生する魅力あるまち」「ともに学び行動するまち」を設定しました。

[SDGs17の目標]

																
貧困をなくそう	飢餓をゼロに	健康と福祉をすべての人々に	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくる	人や国の不平等なくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

1) 基本目標1：地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち



地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向け、省エネルギー、省資源及び自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利用に積極的に取り組みます。また、循環型社会の構築に向け、資源の有効活用を図るとともに、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化）に積極的に取り組みます。

2) 基本目標2：安全で穏やかに暮らせるまち



健康で安全かつ快適な生活の確保と公害の未然防止に向け、大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の対策に積極的に取り組みます。

3) 基本目標3：人と自然が共生する魅力あるまち

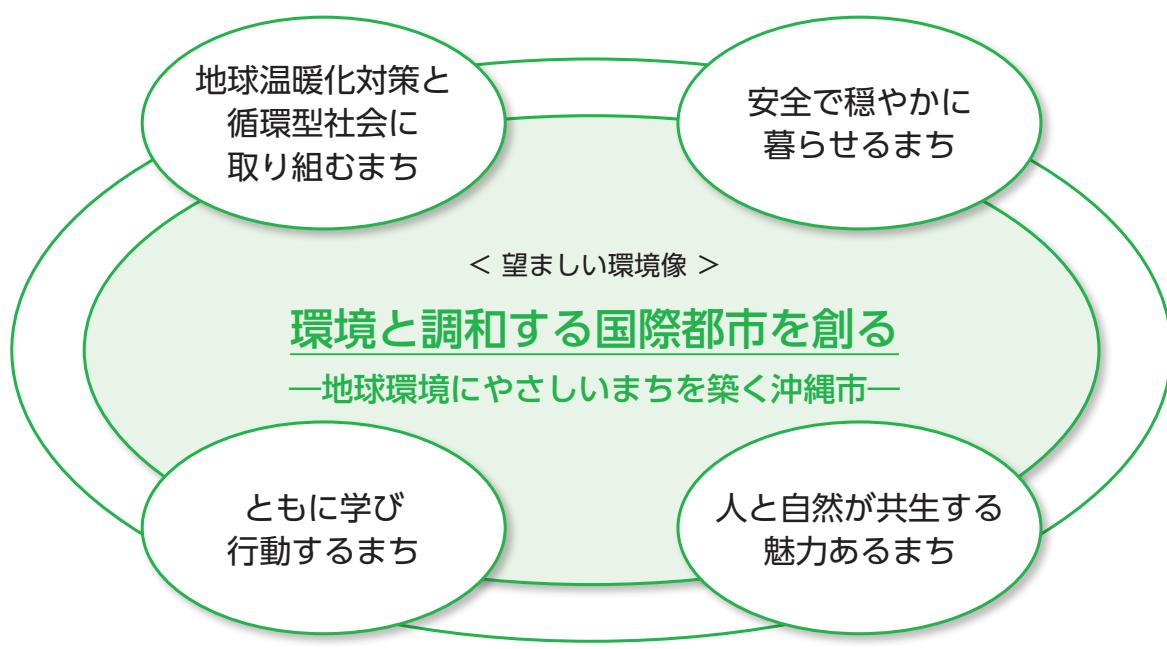


地域の自然環境や景観等を大切にし、文化的な生活とそれに寄与する良好な環境の確保に向け、自然環境の保全、良好な環境の形成等に積極的に取り組みます。

4) 基本目標4：ともに学び行動するまち



市域全体における環境意識の向上に向け、環境学習等の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の連携・協働に積極的に取り組みます。



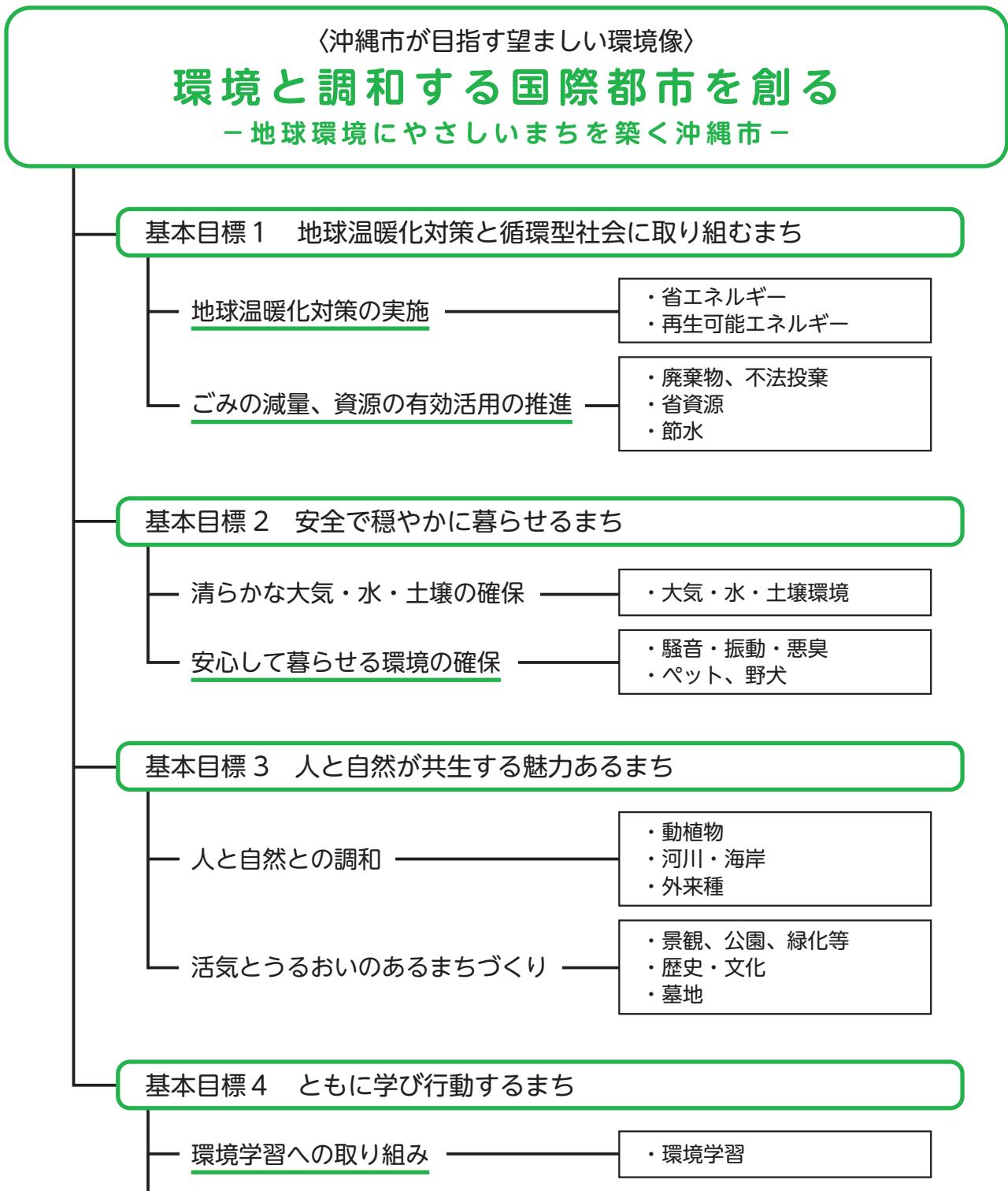
沖縄市の環境像を実現していくための4つの基本目標



第3節 基本的な目標・施策の方向

第2節で掲げた「沖縄市が目指す望ましい環境像」「基本目標」を達成するために、基本目標のもとに具体的な施策を設定します。

また、第5次沖縄市総合計画や市民等へのアンケート調査結果を踏まえ、下線の施策については、重要施策として位置づけ優先的に取り組みます。



(1) 基本目標1：地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち

(1)-1 地球温暖化対策の実施

1) 現況と課題

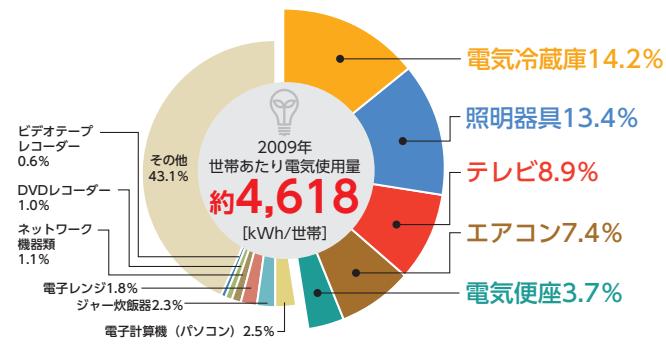
市域における温室効果ガス排出量は、前計画の現況時点2013（平成22）年度と2017（平成29）年度を比較すると、減少傾向にあり、全体では約52.8千t-CO₂減少（-5.4%）しています。

太陽光発電設備はゆるやかな増加傾向にあり、本市のアンケート調査結果においても省エネに関する関心や活動が高くなっています。しかしながら、FIT制度（固定価格買取制度）の終了や売電価格の引き下げ、本市の地域特性として風力発電の導入等が困難であることから、「パリ協定」に基づいて決められた温室効果ガスの削減目標を実現するには、さらなる努力が必要となります。

今後は、国による水素エネルギー利用や蓄電池などの技術革新による省エネの推進とともに、市として現在できることとして、家庭や事業所での節電や太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー利用のさらなる普及を図る必要があります。



工場屋上の太陽光発電パネルの設置例



家庭における消費電力量のウエイト比較

2) 施策

『省エネルギー』

①節電、エコドライブの啓発

- 節電、エコドライブの啓発を図ります。【環境課】

②省エネ機器や省エネ家電の普及

- 省エネ機器や省エネ家電の普及を図ります。【環境課】

- 公共施設の新築・建替え、設備の更新の際は省エネルギー型の設備を導入します。【各施設管理課】

③屋上緑化、壁面緑化の普及

- 屋上緑化、壁面緑化の普及を図ります。【環境課】

④環境家計簿の利用の普及

- 環境家計簿の利用の普及を図ります。【環境課】

《再生可能エネルギー》

①太陽光発電設備の普及

- 太陽光発電設備の利用の普及を図ります。【環境課】
- 公共施設に太陽光発電設備の設置に努めます。【各施設管理課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
CO ₂ 排出量の削減	市域 CO ₂ 排出量推計値 (t-CO ₂)	971,604 (H22)	918,832 (H29)	681,382 (R12)
環境ラベルの普及	沖縄市グリーン購入基本方針策定・調達	59% (H22)	86% (H30)	増加 (R12)
太陽光発電設備等の普及	太陽光発電等補助件数	—	34件 (R1)	増加 (R12)



(1)－2 ごみの減量、資源の有効活用の推進

1) 現況と課題

廃棄物について前計画時点の2010（平成22）年度と比較すると、一般廃棄物は本市の一人一日当たり平均ごみ排出量が横ばいで推移（2010（平成22）年度：821g/人・日、2019（令和元）年度：840g/人・日）し、産業廃棄物は本市を含む中部地域が2014（平成26）年度：94.0万tから2018（平成30）年度：62.3万tと減少傾向にあります。また、生ごみ処理容器の普及を図り、今後も引き続きごみ処理量の削減、再資源化量の増加を図っていく必要があります。

市内での不法投棄については、道路周辺の不法投棄件数が2013（平成25）年度の54件から2019（令和元年）年度の85件へと年々増加傾向にあることから、ごみの不法投棄削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本市では、倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設の存在や産業廃棄物処理施設が集中している状況を踏まえ、引き続き本市から積極的にごみを減量するための取り組み（日常生活、事業活動における廃棄物の適正処理など）を図っていく必要があります。

資源の有効利用については、省資源・長期使用性・再使用・再資源化等に適合された環境ラベル商品の普及等を行っていく必要があります。

節水については、1日一人平均給水量は減少傾向にあることから、雨水貯留タンク等の雨水利用設備を増やすなど、節水につながる取り組みを進めていく必要があります。

2) 施策

《廃棄物、不法投棄》

①ごみの減量化と再資源化

- 3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）の徹底についての啓発を図ります。【環境課】
- ごみになりにくい製品やサービスの利用を呼びかけます。【環境課】
- 府内の事務等において、環境配慮商品やサービスを積極的に選択します。【環境課】
- 生ごみ処理器機の普及を図ります。【環境課】
- ごみの分別指導を行うクリーン指導員の活動の支援を図ります。【環境課】
- 倉浜衛生施設（エコトピア池原、エコループ池原、エコボウル倉浜）を環境学習の場として利用を図ります。【環境課】

②資源ごみの抜き取り防止

- 資源ごみの抜き取りが禁止されていることを周知します。【環境課】
- 抜き取り防止の対策を講じます。【環境課】

③不法投棄の防止

- ごみの不法投棄の監視指導を行います。【環境課】
- 放置車両防止の啓発を図ります。【環境課】
- クリーン指導員の活動の支援を図ります。【環境課】

④不法投棄されにくくする環境の整備

- 道路沿いの草刈り等を実施し、不法投棄されにくくします。【環境課・道路課】
- 空き地等の草刈りの指導を行います。【環境課】

《省資源》

①環境ラベル商品の普及

○環境ラベルの表示のある物品購入を推奨します。【契約管財課・環境課】

《節水》

①節水意識の向上

○節水の啓発を図ります。【環境課・上下水道局】

②節水型機器の利用促進

○節水型機器に関する情報提供を行います。【環境課】

③雨水の利用と地下浸透の推進

○雨水浸透についての普及・啓発を図ります。【上下水道局・環境課】

○雨水利用型機器の情報提供を行います。【環境課】

○雨水浸透施設等、必要に応じて、雨水の地下浸透を考慮した施設整備や事業を行います。

【上下水道局・環境課】

○公共施設における雨水利用・地下浸透設備の導入を推進します。【各施設管理課】



出典：「全国地球温暖化防止活動推進センター HP」



倉浜衛生施設での環境学習の様子

3) 目標とする指標

指標名	過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
ごみの不法投棄の減少	道路周辺不法投棄 (件) 54 (H25)	85 (R1)	減少 (R12)
	道路以外不法投棄 (件) 164 (H25)	54 (H30)	減少 (R12)
ごみ処理量の減少	ごみ排出量 (g / 人・日) 863.6 (H18)	827.9 (H27)	800.0 (R7)
再資源化量の増加	再資源化量 (t / 年) ()内の % は、リサイクル率 資源化量 ÷ ごみ処理量 × 100 5,199 (12.4%) (H18)	4,365 (10.5%) (H27)	9,028 (22.0%) (R7)
生ごみの減量	生ごみ処理器機等補助金交付件数 59 (H18)	34 (H27)	増加 (R12)

(2) 基本目標2：安全で穏やかに暮らせるまち

(2)-1 清らかな大気・水・土壤の確保

1) 現況と課題

大気環境については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類について環境基準を達成（2008（平成20）年度から2017（平成29）年度）していますが、光化学オキシダントについては、経年的に環境基準を達成していません。

水環境については、2010（平成20）年度から比謝川では水質（BOD）の環境基準を達成していますが、天願川では未達成の時期があります。また、地下水調査については、概況調査において環境基準を達成しているものの、一部の地点において環境基準を達成していません。

土壤環境（ダイオキシン類）については、平成30年度調査で環境基準を達成しています。

以上のことから、大気・水・土壤環境について、多くの項目で環境基準を達成しているものの、一部で未達成の項目もあることから、今後も引き続き監視や発生源対策を行っていく必要があります。

2) 施策

《大気・水・土壤環境》

①環境監視

- 既存の観測体制を維持します。【環境課】
- 観測地点の追加の必要性について検討します。【環境課】
- 沖縄県による観測結果を継続して把握します。【環境課】

②発生源対策

- 野焼き、工場等からの煙に関する指導を行います。【環境課】
- 河川浄化の啓発を図ります。【環境課、上下水道局】
- 事業所等に対して汚水や油の流出防止に関する指導を行います。【環境課】
- 下水道整備を推進し、下水道の接続率向上を図ります。【上下水道局】
- 下水道区域外における合併浄化槽の設置を推進します。【環境課】
- 浄化槽の適正な管理の啓発を図ります。【環境課】
- 赤土等流出防止に関する監視を行います。【環境課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
大気環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊状粒子物質 (SPM) (県実施)	達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	光化学オキシダント (Ox) (県実施)	未達成 (H19)	未達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	ダイオキシン類 (県実施)	達成 (H21)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
河川の BOD 濃度 (mg/L)	天願川 (県実施)	未達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	比謝川 (県実施)	一部未達 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
地下水環境基準	市内井戸 (県実施)	一部未達 (H20)	概況：達成 監視：未達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
土壤環境基準	ダイオキシン類 (基準：市実施) (各年：県実施)	達成 (H21)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)

(2) – 2 安心して暮らせる環境の確保

1) 現状と課題

自動車騒音については、2012（平成24）年度以降自動車騒音の常時観測を行っており、全体の95%以上が環境基準を満たしていますが、一部の地域で環境基準を超過しています。航空機騒音についても、2008（平成20）年度から2016（平成28）年度と2019（令和元）年度を除き、一部地域で環境基準を超過しています。また、悪臭に関しても、一部の地域において規制基準を超過する年度があることから、今後も引き続き監視と発生源対策を行っていく必要があります。

飼い犬等については、平成27年度以降登録犬数が増加傾向（2015（平成27）年度：393頭、2018（平成30）年度：524頭、2019（令和元）年度：547頭）にあり、今後も引き続き飼い犬等の飼い方マナー向上を目指して取組を進めていく必要があります。

■航空機騒音測定結果

地区	測定期名	環境基準値		平均 WECPNL (単位: W)				平均 Lden (単位: dB)							管理機関	
		類型	WECPNL	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
				H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
北部	北美	I	70	57	74	72	72	71	59	59	58	57	59	58	57	沖縄県
	知花	I	70	57	74	73	73	72	59	59	59	57	59	58	57	沖縄市
西部	コザ（八重島）	I (II)	75	57	71	70	69	67	51	50	49	49	51	48	48	沖縄県
	山内	I	70	57	65	62	65	64	49	48	49	48	50	49	47	沖縄市
中部	宮里	I	70	57	—	—	—	—	42	42	42	42	44	42	43	沖縄市

■：環境基準超過を示す。

※平成25年4月1日より、環境基準の評価指標が「WECPNL」から「Lden」へと変更された。

※平成25年4月1日より、宮里局、比屋根局が新設され、測定が開始された。

※「—」は、当該測定器が未設置であったため、測定を行っていない。

※八重島局は、施設の解体工事に伴い、平成26年8月10日で測定終了し、8月11日廃止。

※コザ局は、八重島局の廃止に伴い、測定機器を移設し、平成27年2月1日新設、測定開始。

出典：「沖縄県環境白書」（平成20年度～令和2年度）

■自動車騒音の常時監視結果

単位：%

環境基準達成状況	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
昼夜とも環境基準を達成	99.2	99.1	97.0	97.1	97.2	97.4	97.8	96.5
昼間のみ基準値以下	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.8	0.8	0.8
夜間のみ基準値以下	0.2	0.2	2.1	2.2	2.0	0.9	0.5	0.3
昼間・夜間とも基準値超過	0.4	0.5	0.8	0.6	0.8	1.0	0.9	2.3

※数値は沖縄市での騒音測定結果全体の環境基準の達成状況を示す。

※割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合がある。

出典：沖縄市環境課提供資料

2) 施策

«騒音・振動・悪臭»

①騒音の監視

- 米軍航空機に対する現行の騒音調査を継続します。【基地政策課】
- 自動車騒音に対する現行の騒音調査を継続します。【環境課】

②騒音の発生源対策

- 発生源に対する指導を行います。【環境課】
- 関係機関（米軍、防衛局等）へ航空機騒音被害に対する市民の声を訴え、騒音被害軽減を求めるます。【基地政策課】

③悪臭の監視

- 悪臭が発生しやすい地域において、現行の臭気調査を実施します。【環境課】
- 畜産農家に悪臭緩和剤、害虫駆除剤を配付します。【農林水産課】

④悪臭の発生源対策

- 発生源に対する指導を行います。【環境課】

«飼い犬等»

①飼い犬等の飼い方マナーの向上

- 飼い犬等を飼うときのマナー向上の啓発を図ります。【環境課】

②野犬対策の実施

- 野犬等による被害を防止します。【環境課】
- 狂犬病から市民及び犬を守り、安全な生活環境を形成します。【環境課】

3) 目標とする指標

指 標 名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
騒音環境基準	自動車騒音	99.2% 達成 (H24)	97.8% 達成 (H30)	環境基準達成・維持 (R12)
	航空機騒音	一部未達成 (H21)	達成 (R1)	環境基準達成・維持 (R12)
臭気指数規制基準	臭気指数	達成 (H20)	一部未達成 (H29)	規制基準達成・維持 (R12)

(3) 基本目標3：人と自然が共生する魅力あるまち

(3)-1 人と自然との調和

1) 現状と課題

本市には、多様な生物の生息環境が残されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の定める国内希少野生動植物種であるクロイワトカゲモドキ、イボイモリ、ヒメユリサワガニや、県希少野生動植物保護条例が指定する希少野生動植物種であるヒヨウモンドジョウ、ミナミメダカ、オキナワヤマタカマイマイ、シラユキヤマタカマイマイなど貴重な動物も数多く確認されています。そのため、本市に残された貴重な自然環境を保全するとともに、そこに生息・生育する動植物等、生物の多様性を確保していく必要があります。

本市には比謝川や天願川等の河川が流れ、東シナ海や太平洋へと注いでいます。また、東海岸には中城湾が広がっており、泡瀬地区の海域には泥質・砂質・れき質の干潟、浅海域の海草藻場、サンゴ礁に至る豊かな自然環境がみられることから、これらの河川、海岸については、水質の監視や排水路等からの汚濁負荷対策を強化していく必要があります。

環境に大きな影響を与える外来生物については、本市では特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の指定する特定外来生物であるフイリマンガースやタイワニスジオ、ツルヒヨドリ等の侵入が確認されております。それらは、分布域、個体数ともに増加傾向にあることから、拡散を抑制していくこと、また新規の外来生物の侵入を予防する必要があります。



クロイワトカゲモドキ（国内希少野生動植物種）



イボイモリ（国内希少野生動植物種）

2) 施策

«動植物»

①市内の自然環境の把握、自然生態系（生物多様性）の保全、情報の蓄積・活用

○市内の自然環境に関する情報を蓄積し、自然生態系に关心を持つよう啓発していきます。また、市の事業や開発工事に活用します。【環境課・郷土博物館】

②野生鳥獣の違法な捕獲・飼育の防止

○野生鳥獣の違法な捕獲や飼育の防止を啓発します。【環境課】

«河川・海岸»

①河川水質の保全

○既存の観測体制を維持し、水質観測地点の追加の必要性の検討を行います。【環境課】

○事業所等に対して、汚水や油の流出防止を指導します。【環境課・上下水道局】

○河川浄化の啓発、河川への不法投棄防止を図ります。【環境課・上下水道局】

○下水道整備の推進及び下水道接続の向上を図ります。【上下水道局】

○浄化槽の適正な管理の啓発を図ります。【環境課】

○水源となる河川流域の清掃活動を行います。【環境課】

②川への関心の向上、川とのふれあい確保

- 川の自然を把握し、環境学習に活用するとともに、川遊びの安全性について啓発します。
- 【環境課・郷土博物館】
- 護岸の改良をするよう促します。【環境課】

《外来種》

①外来種対策の実施

- 市内に生育・生息するフイリマングースやタイワシスジオ等の外来種の情報を集約し、外来種に关心を持つよう啓発を図ります。【郷土博物館・環境課】
- 緑化の際は、在来植物の利用に努めます。【都市計画担当・各施設管理課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
海洋の COD 濃度 (mg/L)	中城湾（泡瀬地先）(県実施)	達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
河川の BOD 濃度 (mg/L)	天願川 (県実施)	未達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
	比謝川 (県実施)	一部未達成 (H19)	達成 (H29)	環境基準達成・維持 (R12)
下水道の接続率向上	下水道水洗化率 (%)	81.3 (H22)	88.3 (R1)	—

(3)-2 活気とうるおいのあるまちづくり

1) 現状と課題

本市には、郷土景観を代表する「知花城跡の植生」や自然景観資源に選定される海岸段丘が存在し、北部地区には残存するイタジイ林の山地自然植生や広大なダム湖等が眺望することができます。また、泡瀬干潟や奥武岬から広大な干潟や海岸線の貴重な海浜植物群落を眺めることができます。近年本市では都市化・市街地化の進展により、本市らしい特徴的な景観が失われていることから、沖縄市景観計画に基づいたまちづくりを進めていく必要があります。

本市では公園数・面積が増加していますが、人口増加にともない、一人あたりの公園面積が横ばい傾向にあることから、公園の質を高め地域住民と連携した安全で快適な公園環境づくりが求められています。

本市の歴史・文化については、各地域に残る文化財への関心の薄れや国際的な交流の推進・文化の振興を図ることが課題となり、文化財の周知・保全・継承・活用などの取組を進めていく必要があります。

墓地の設置については、法令及び都市計画に係る区域等を踏まえ、適切な墓地の誘導を図る必要があります。



北部地区に残る自然性の高い植生の分布



知花城跡の植生

2) 施策

《景観・公園・緑化等》

①景観計画に基づいたまちづくり

○景観計画に基づいたまちづくりを進めます。【都市計画担当】

②景観への配慮

○地域の景観に配慮したまちづくりを進めます。【都市計画担当・各施設管理課】

○公共施設等を景観に配慮させます。【都市計画担当】

③安全で快適な公園環境づくり

○公園を適切に維持管理します。【建築・公園課】

④緑化の推進

○景観計画に基づき、緑化率10%（場所によっては20%～30%）を推奨します。【都市計画担当】

○街路樹を適切に維持管理します。【道路課】

○緑化の際は、在来の植物の利用に努めます。【都市計画担当・各施設管理課】

⑤歩きやすい歩道の整備

○ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、すべての方が歩きやすい歩道整備を推進します。

【都市交通担当・道路課】

⑥公共交通機関の利用促進

○公共交通機関の利用の啓発を図ります。【都市交通担当・環境課】

《歴史・文化》

①地域の歴史や文化、伝統への理解

○歴史・文化に関する情報を収集・蓄積・発信します。

【総務課（市史編集担当）・郷土博物館、文化観光課】

②文化財の保全・活用・継承

○文化財の保存・活用を図ります。【郷土博物館】

《墓地》

①墓地等に関する基本方針に基づいた取組

○「沖縄市墓地等に関する基本方針」に基づき、墓地の設置については、法令及び都市計画に係る区域等を踏まえ、適切な墓地の誘導を図ります。【環境課】

3) 目標とする指標

指標名		過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
公園環境	1人当たりの公園面積 (m ² / 人)	9.14 (H22)	9.0 (R1)	9.1 (R7)
墓地等の管理	墓地等の経営許可件数	86 (H24)	40 (R1)	許可業務の継続実施 (R12)

(4) 基本目標4：ともに学び行動するまち

(4)-1 環境学習への取り組み

1) 現状と課題

環境学習については、生涯学習を通じて環境学習する機会を広げることや、子供たちの自然とふれあう機会・場所を作ることが課題となっていることから、環境学習に関する啓発を行い、環境学習の機会を確保するなど、今後も継続して努めていく必要があります。

2) 施策

《環境学習》

①生涯学習としての環境学習の提供

- 環境学習の推進と支援を行います。【環境課・生涯学習課・保育・幼稚園課・郷土博物館・市立図書館・上下水道局】

②学校における環境教育の推進

- 学校における環境教育を推進します。【環境課・各関係課】

- 環境学習の実施にあたっては地域や市民団体と協力します。【環境課・各関係課】

- 倉浜衛生施設（エコトピア池原、エコループ池原、エコボウル倉浜）を環境学習の場として利用を図ります。【環境課・各関係課】

3) 目標とする指標

指 標 名	過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
環境学習 倉浜衛生施設等施設見学（人）	5,025 (H22)	2,687 (R1)	継続 (R12)

(4)-2 地域主体の環境保全活動

1) 現状と課題

地域活動については、現状で個々の組織や団体の連携・協働による取り組みが行われていることから、今後も引き続き各主体の協働による環境保全活動を維持するよう努めていく必要があります。

2) 施策

《地域活動》

①地域主体の環境保全活動の推進

- 地域における環境保全活動を推進します。【環境課】

②市民・事業者・行政・市民団体の協働による環境保全活動の仕組みづくり

- 市民・事業者・行政・市民団体の協働による環境保全活動を維持し、市民団体等が意見する機会を確保します。【環境課】

3) 目標とする指標

指 標 名	過去の実績 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
地域活動 比謝川清掃（人）	1,135 (H22)	1,198 (R1)	継続 (R12)
	2,282 (H22)	3,082 (R1)	継続 (R12)